

中間監査報告書

富士通株式会社

代表取締役社長 秋草 直之 殿

平成12年12月1日

監査法人 太田昭和センチュリー

代表社員
関与社員 公認会計士 安久 寿 印

代表社員
関与社員 公認会計士 鈴木 洋二 印

代表社員
関与社員 公認会計士 池上 玄 印

関与社員 公認会計士 持永 勇一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士通株式会社の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が富士通株式会社及び連結子会社の平成12年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

（注）会社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び追加情報の注記に記載のとおり、退職給付に係る会計基準、金融商品に係る会計基準及び改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用し、これらの会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

以上

（注） 上記は、当社が提出した半期報告書に綴り込まれた前中間連結会計期間に係る中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

中間監査報告書

平成13年11月28日

富士通株式会社

代表取締役社長 秋草 直之 殿

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	安久 寿 印
代表社員 関与社員	公認会計士	鈴木 洋二 印
代表社員 関与社員	公認会計士	池上 玄 印
関与社員	公認会計士	持永 勇一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士通株式会社の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、下記事項を除き前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

記

「会計処理方法の変更」に記載のとおり、従来、製造原価として処理していた各事業活動の管理に係る費用を販売費及び一般管理費として処理する方法に変更した。この変更は、その業務内容が製造活動と密接に関連したことから、より適正な期間損益計算を行うためのものであり、正当な理由に基づく変更と認める。

なお、この変更により、従来の方法による場合に比べ、売上原価は32,151百万円減少し、販売費及び一般管理費は45,181百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失はそれぞれ13,030百万円増加している。また、この変更によるセグメント情報に与える影響は「事業の種類別セグメント情報」（注）4．及び「所在地別セグメント情報」（注）4．に記載されているとおりである。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が富士通株式会社及び連結子会社の平成13年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

中間監査報告書

富士通株式会社

代表取締役社長 秋草 直之 殿

平成12年12月1日

監査法人 太田昭和センチュリー

代表社員
関与社員 公認会計士 安久 寿 印

代表社員
関与社員 公認会計士 鈴木 洋二 印

代表社員
関与社員 公認会計士 池上 玄 印

関与社員 公認会計士 持永 勇一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士通株式会社の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの第101期事業年度の中間会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が富士通株式会社の平成12年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

（注）会社は、当中間会計期間より中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び追加情報の注記に記載のとおり、退職給付に係る会計基準、金融商品に係る会計基準及び改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用し、これらの会計基準により中間財務諸表を作成している。

以上

（注） 上記は、当社が提出した半期報告書に綴り込まれた前中間会計期間に係る中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

中間監査報告書

平成13年11月28日

富士通株式会社

代表取締役社長 秋草 直之 殿

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	安久 寿	印
代表社員 関与社員	公認会計士	鈴木 洋二	印
代表社員 関与社員	公認会計士	池上 玄	印
関与社員	公認会計士	持永 勇一	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士通株式会社の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第102期事業年度の中間会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、下記事項を除き前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

記

「会計処理方法の変更」に記載のとおり、従来、製造原価として処理していた各事業活動の管理に係る費用を販売費及び一般管理費として処理する方法に変更した。この変更は、その業務内容が製造活動と密接に関連したことから、より適正な期間損益計算を行うためのものであり、正当な理由に基づく変更と認める。

なお、この変更により、従来の方法による場合に比べ、売上原価は32,659百万円減少し、販売費及び一般管理費は45,895百万円増加し、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失はそれぞれ13,236百万円増加している。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が富士通株式会社の平成13年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。